

特別警報・暴風警報・暴風雪警報発表時の措置について

京都府立東稜高等学校

【特別警報】

「京都市地域」（京都市外在住の生徒については自宅がある地域）に「特別警報」が発表された場合の授業等の扱いについて、以下のとおりとする。

※特別警報は、すべての種類の特別警報を対象とする。

- 1 午前7時現在、特別警報が発表されている場合は、自宅待機とする。
- 2 午前11時現在、特別警報および全ての警報が解除されている場合は、5校時目から授業を行う。
- 3 午前11時の時点で、引き続き、特別警報または何らかの警報（大雨・洪水・暴風等）が発表されている場合は、休校とする。

【暴風警報・暴風雪警報】

「京都市地域」（京都市外在住の生徒については自宅がある地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表された場合の授業等の扱いについて、以下のとおりとする。

- 1 午前7時現在、暴風警報、暴風雪警報が発表されている場合は、自宅待機とする。
- 2 午前9時現在、暴風警報、暴風雪警報が解除されている場合は、3校時目から授業を行う。
- 3 午前11時現在、暴風警報、暴風雪警報が解除されている場合は、5校時目から授業を行う。
- 4 午前11時の時点で、引き続き、暴風警報、暴風雪警報が発表されている場合は、休校とする。

【補足】

- ・ 午前7時から始業時（午前8時40分）までに暴風警報、暴風雪警報が発表された場合は、登校を見合わせる など、自宅で待機すること。
- ・ 台風接近時など警報が出されていなくても、公共交通機関の運行状況、居住地周辺の避難勧告や道路状況等により、安全に登校ができないと判断した場合は、学校に電話連絡の上、登校を控えること。また、登校する際には十分に注意すること。
- ・ 土曜日や日曜日についても警報が発表されている場合は上記に準ずる。
- ・ 天候の状況が危惧される日については学習活動や部活動での早朝登校は認めない。

その他、緊急の対応措置については、気象状況や公共交通機関の事前の運行中止予告等を踏まえ、適宜、学校HPに掲載し、「PTAお知らせメール・Classi」において連絡します。